県道小野富岡線改築工事（高津戸工区・福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須地内から同町大字大菅字大平地内まで）に関する事業認定申請に係る公聴会議事録

日時：令和６年３月９日（土）13：30～16：35

場所：富岡町文化交流センター　学びの森　大会議室

国土交通省 東北地方整備局 建政部 計画管理課

目　　次

●公述人１：福島県相双建設事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　主幹兼復旧・復興部長　髙橋　英晴
　道路・橋梁課長　　小水　欧貴
　主任主査　　齋藤　太一

●公述人２：鈴木昭博・鈴木信枝（意見・質問）・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

●公述人３：鈴木澄枝（意見・質問）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

●公述人４：遠藤則政（意見）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

●公述人５：鈴木勇一（意見）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

●公述人６：宮野大翔（意見・質問）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

●公述人７：富岡町都市整備課長　大森研一（意見）・・・・・・・・・・・・・・・・31

〇議長　ただいまから、福島県が施行する県道小野富岡線改築工事（高津戸工区・福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須地内から同町大字大菅字大平地内まで）、以降、「本件事業」と呼ばせていただきます　に関する事業認定申請に係る公聴会を開催いたします。

私は、議長として本日の公聴会を主宰いたします、国土交通省東北地方整備局建政部事業認定調整官の山内と申します。円滑な議事進行に努めますので、よろしくお願いいたします。

本日の公聴会は、令和５年 10 月６日付で福島県から申請があった本件事業の事業認定申請につきまして、土地収用法第 23 条の規定に基づき開催するものでございます。今後、事業認定庁として事業認定の判断をするに当たり、勘案すべき情報を収集することを目的に開催いたしております。本日の公聴会の中で、何らかの結論を出すというものではございません。

それでは、最初に、本件事業の起業者である福島県から公述をしていただきます。

福島県相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長髙橋英晴さん、同じく道路・橋梁課長小水欧貴さん、同じく主任主査齋藤太一さんのお三方は、登壇いただき、起業者席に着いてください。

（公述人登壇、着席）

〇議長　準備はよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

〇議長　現在の時刻は 13 時 32 分です。公述開始後、こちらの手元の時計で時間を計測いたします。30 分以内に公述が終了するようお願いいたします。終了の 10 分前、５分前、１分前に呼び鈴で合図するとともに、表示によりお知らせいたしますので、目安にしてください。

なお、30 分以内に終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

プロジェクターを使用しますので、少し照明を暗くします。

（証明を落とす）

〇議長　それでは、公述を開始してください。

●公述人１：福島県相双建設事務所

主幹兼復旧・復興部長　髙橋　英晴
道路・橋梁課長　　小水　欧貴
主任主査　　齋藤　太一

〇公述人（髙橋）　公述人の福島県知事の内堀の代理人でございます福島県相双建設事務所の髙橋と申します。よろしくお願いいたします。

これからの公述につきましては、着座にて公述させていただきます。

本日の公聴会では、対象事業でございます県道小野富岡線改築工事（高津戸工区）に関しまして、これまでの事業の経緯、事業の目的、内容などについて御説明し、この事業が

土地収用法第 20 条の要件を満たしていることを公述してまいりたいと考えております。

説明に先立ちまして、これ以降の説明に当たっては、県道小野富岡線改築工事（高津戸工区）を「本件事業」、県道小野富岡線を「本路線」、本件区間を「高津戸工区」、高津戸工区に対応する現在供用中の本路線を「現道」、平成 24 年策定福島県条例第 104 号の福島県県道の構造の技術的基準を定める条例を「条例」と省略させていただきます。

また、平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害を「東日本大震災」と省略させていただきます。

なお、説明に使います橋などの構造物につきましては、いずれも仮称となりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、事業計画の概要を説明いたします。

今回、事業認定申請を行った区間は、高津戸工区である福島県双葉郡富岡町大字上手岡字後田地内から大字大菅字大平地内までの約２㎞の区間のうち、既に用地取得が完了している延長約 1.2 ㎞の区間を除いた、大字大菅字蛇谷須地内の大字本岡と大字大菅との大字界から大平地内の本件区間の終点部までの約 0.8 ㎞の区間です。

また、道路の種類は、主要地方道小野富岡線です。事業主体は福島県でございます。

高津戸工区は、起点は本路線のうち改良済み区間の終点である県道富岡大越線との交差点部とし、終点については、ＪＲと交差した後に本路線に良好に接続することができる地点として大字大菅字大平地内とする計画としています。

高津戸工区に並行する現道は、条例に定める車道幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が複数存在することから、大型車の通行やすれ違いに支障をきたすなど幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にあり、このような状況に対処するため、バイパス道路の整備を計画したものです。

高津戸工区の主な経緯を御説明します。

本事業は、平成 28 年度に事業化、令和２年５月に用地取得に着手、令和３年２月に工事に着手し、事業を進めております。そして、令和５年９月 23 日に土地収用法第 15 条の 14 に基づく事業説明会を実施し、令和５年 10 月６日に事業認定申請を行っております。

事業の計画について御説明します。

計画交通量は、１日 4,400 台です。道路構造令に基づき、道路区分は第３種第２級です。車線数は２車線で、設計速度は時速 60 ㎞で計画しております。

構造は、事業区間のほとんどが土工区間で、残りは１箇所の橋梁、１箇所のＪＲボックスで計画されております。

道路構造について御説明します。

土工部及び橋梁部の幅員構成について、車線数は２車線で、１車線当たりの幅員は 3.25 ｍで計画しております。

次に、事業の目的・効果について説明いたします。

本路線は、福島県田村郡小野町を起点とし、田村市、双葉郡川内村等を経由して双葉郡

富岡町に至る延長約50.5㎞の幹線道路であります。

本路線の一部区間は、災害対策基本法に基づき福島県防災会議が作成した福島県地域防災計画において、第２次確保路線として緊急輸送路に指定されております。

また、本路線は、東日本大震災を受けて当県が作成した福島県復興計画において、避難解除区域等と周辺の主要都市等を結ぶ「ふくしま復興再生道路」として位置づけられるとともに、福島復興再生特別措置法に基づき当県が作成した福島復興再生計画において、避難指示・解除区域の復興と避難住民の帰還を推進するために重点的に整備を進めることとされているなど、東日本大震災からの復興に重要な役割を果たす路線であります。

さらに、本路線のうち、常磐自動車道の常磐富岡ICとの交差部から終点である一般国道６号との接続部までの区間は、道路法に基づき、物流上重要な輸送網として重要物流道路に指定されており、平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保が求められています。

しかながら、現道は、条例に定める車道幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が複数存在することから、大型車の通行やすれ違いに支障をきたすなど、幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にあります。

このような状況に対処するため、本件事業を計画したものであり、本件事業の完成により、必要な車道幅員等が確保された良好な道路が整備されることから、現道における通過交通が転換し、安全かつ円滑な自動車交通が確保されるとともに、「ふくしま復興再生道路」の一部として順次、改良等を進めている本路線の他の区間等と一体となり、周辺の高規格幹線道路等へのアクセス性の向上が期待されることなどから、東日本大震災からの復興にも大きく寄与するものであります。

本件事業では、現道の車道幅員狭小区間及び線形不良区間を回避することで、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを目的として計画されたものであり、条例による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路をバイパス方式で整備するものであります。

本件事業の目的を達成すべき起終点の位置及び起終点間の路線選定に当たっては、次のような社会的、技術的及び経済的な観点から検討を行い、決定したものであります。

先ず、起終点の位置の選定ですが、本件事業の起点は、本路線のうち改良済み区間の終点である県道富岡大越線との交差点部とし、終点については、ＪＲと交差した後に本路線に良好に接続することができる地点として双葉郡富岡町大字大菅字大平地内といたしました。

次に、本件事業ルートの選定に当たっては、地域の土地利用、工事施工の難易度、経済性等の社会的、技術的及び経済的観点から次の実施可能な３案について比較検討を行い、決定いたしました。

第１案：最短バイパスルート、第２案：既設ＪＲボックス活用バイパスルート（申請案）、第３案：既設ＪＲボックス及び現道活用ルート。

第１案の最短バイパスルートは、起点から北東方向に進路を取り、高津戸館跡内を通過しながら特別養護老人ホームの北側を東進します。その後、ＪＲルートとは新設のボック

スにて立体交差し、最短で終点に至る約1,970ｍのバイパスルートであります。

第１案は、取得必要面積は最も多いものの、そのほとんどが山林及び農地であり、宅地取得面積は最も少なく、移転を要する家屋数も少ないことから、土地利用に与える影響は小さいと考えられます。

また、土工バランスは最も優れるものの、橋梁が２橋必要となるほか、幅の広い大規模なＪＲボックスの施工となることから、施工性に著しく劣ります。

以上のとおり、土地利用に与える影響は小さいものの、施工性に著しく劣り、事業費も最も高価となることから、総合的に見て合理的な計画とは言えないと判断しています。

申請案であります第２案の既設ＪＲボックス活用バイパスルートは、起点から北東方向に進路を取り、高津戸館跡内を通過しながら特別養護老人ホームの北側を東進します。その後、ＪＲとの立体交差に当たっては、既設のボックスを活用するため進路を北東方向に取り、現道改良区間を経て終点に至る延長約2,080ｍのバイパスルートであります。

第２案は、取得必要面積は最も多い第１案と同等でありますが、そのほとんどが山林及び農地であるほか、宅地取得面積が最も多いものの、移転を要する家屋数は１棟であることから、土地利用に与える影響は比較的小さく抑えられています。

また、土工バランスは劣るものの、他の公共事業との調整が可能であるほか、橋梁が１橋であり、ＪＲボックスも小規模となることから施工性に優れます。

以上のとおり、土地利用に与える影響は比較的小さく抑えられており、施工性に優れ、事業費も最も廉価となることから、総合的に見て最も合理的な計画であります。

第３案の既設ＪＲボックス及び現道活用ルートは、起点から現道改良を行いながら東進し、途中で現道の直角クランク部を避けるとともに、ＪＲとの立体交差に当たり、既設のボックスを利用するため北東方向に進み、現道改良区間を経て終点に至る延長約 1,985ｍの現道活用ルートであります。

本案は、宅地取得面積は中位であり、移転を要する家屋数も１棟であるものの、現道用地を最大限活用するため取得必要面積が最も少ないことから、土地利用に与える影響は比較的小さく抑えられております。

また、土工バランスは第２案と同等で、他の公共事業との調整が可能であり、第２案と同じくＪＲボックスは小規模となるものの、橋梁が２橋必要となるほか、通行規制を伴う現道改良区間の延長が長いことから施工性に劣ります。

以上のとおり、土地利用に与える影響は比較的小さく抑えられているものの、施工性に劣り、事業費も中位となることから、総合的に見て合理的な計画とは言えません。

以上、３案について比較検討した結果、第２案が社会的、技術的及び経済的観点からも最も合理的な計画であると判断されるため、第２案を本件事業のルートとして採用したものであります。

次に、本件事業における環境影響調査について御説明いたします。

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法に基づく環

境影響評価の実施対象外の事業でございますが、令和５年８月に環境影響評価法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足する結果となっています。

先ずは、大気質です。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、いずれも環境基準を満足する結果となりました。

次に、騒音です。

官民境界と背後地における昼間及び夜間の騒音について、いずれも環境基準を満足する結果となりました。

最後に、振動です。

昼間及び夜間の振動について、いずれも法令により定められた限度を満足する結果となりました。

また、令和５年３月に本件事業が自然環境等に与える影響について調査等を実施したところ、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズスマシ、トゲアリ等、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナツエビネ、準絶滅危惧として掲載されているイトモ及びナガミノツルキケマンその他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されました。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息または生育環境が広く残されることなどから、影響がない若しくは極めて小さいと予測されております。

加えて、今後、工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種を確認した場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしております。

次に、埋蔵文化財について御説明いたします。

本件区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２か所存在いたしますが、既に発掘調査が完了しており、記録保存等の措置が講じられているところであります。

次に、本件事業における用地取得の状況でございます。

令和２年５月から任意による用地交渉を進めてきた結果、令和６年２月末時点の起業地を基にした用地取得率は、面積ベースで約 77%となってございます。

最後に、工事の状況について御説明いたします。

令和３年２月から本格的な工事に着手しております。起点の大字上手岡字後田から大字本岡字清水前までの 1,340m区間までは道路改良工事が完了し、一部、舗装工事も進めております。また、大菅橋の下部工の工事が完了したことから、引き続き上部工の工事を進めていきます。

さらに、ＪＲ東日本に委託し、ＪＲ常磐線を横断するボックスの工事を進めているところでございます。

以上、公述対象区間における高津戸工区の事業の目的と内容について御説明してまいりました。

なお、本件事業の早期完成を求める声は強く、葛尾村長を会長とする双葉地方町村会より本件事業の整備促進を強く要望されているところであります。

本件事業は、土地収用法第３条第１号に該当する事業であること、起業者が本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していること、本件事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があることから、土地収用法第 20 条の各号の要件全てに該当していると考えております。

なお、本件事業の早期完成に対する期待に応えるためにも事業の円滑な推進が必要であり、できるだけ早期に事業認定されることを希望いたします。

最後に、これまで同様、今後とも任意交渉により御協力いただくことが最良と考えていることには変わりなく､引き続き関係者の方々の御協力をお願いしたいと考えております。

これで公述を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長　ありがとうございました。照明を戻してください。

次の公述人の方からは、起業者への質問の希望がありますので、起業者はそのままお待ちください。

次の公述の開始時刻は 14 時 10 分の予定ですが、次の公述人の方々からは、公述の開始時刻が早まることについて同意を頂いております。引き続き、鈴木昭博さんと鈴木信枝さんから公述をしていただきたいと思いますが、お二方、準備はよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、鈴木昭博さんと鈴木信枝さんから公述をしていただきます。お二方は登壇いただき、公述人席へ着いてください。

（公述人登壇、着席）

○議長　現在の時刻は 13 時 57 分です。公述の時間は、起業者への質問とその回答も含めて 30 分以内となっております。公述開始後、手元の時計で時間を計測しますので、30 分以内に公述が終了するようにお願いします。終了の 10 分前、５分前、１分前に呼び鈴で合図するとともに、表示によりお知らせしますので、目安にしてください。

なお、30 分以内に終了しない場合には、公述の中止を命ずることになります。

それでは、公述を開始してください。

●公述人２：鈴木昭博・鈴木信枝（意見・質問）

○公述人（鈴木昭博）　鈴木昭博と申します。よろしくお願いいたします。

全体的な流れとしては、何点か質問させていただいた上で、最後に意見として述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、先ず一般論からお伺いいたします。

公共事業における公益性とは何であるかというところを、先ずは伺いたいなと思っております。どのようにお考えでしょうか。

○議長　ただいまの質問につきまして、起業者の方から回答をお願いいたします。

（起業者が回答準備に時間を要する）

○公述人（鈴木昭博）　時間がもったいないので、公共事業における公益性とは何かというところと、あとは、その公益性を享受するのが誰なのかというところをお答えいただきたいと思います。

○議長　ただいまの質問は、事前に提出いただいた質問の要旨にはございませんが、起業者の方で答えられる範囲で結構ですので、回答をお願いします。

○起業者（高橋）　公益性ですけれども、広く沿線の方、一般の道路とかを利用する方に、広く、皆にとって等しく、安全性であったりとか、そういった公共物をつくった上で、利用する方が等しく利便性を享受できる、広くできるということではないかと考えております。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（鈴木昭博）　ありがとうございます。

続きまして、公共事業全体としては、そういうお考えだということなんですけれども、殊に復興事業においては、どのようにお考えでしょうか。復興事業における公益性、また、公益性を享受する人は誰だというふうにお考えでしょうか。

○起業者（高橋）　本件事業の完成によって必要な道路幅員等が確保され、良好な道路が整備されることから、現道における通過交通が転換し、安全かつ円滑な自動車交通が確保されるとともに、ふくしま復興再生道路の一部として順次、工事を進めている本路線の他の区間と一体となって周辺の高規格幹線道路等へのアクセス性の向上が期待されることなどから、東日本大震災からの復興にも大きく寄与するものと考えております。

○議長　起業者は議長の進行に従ってください。

それでは、公述人は公述を続けてください。

○公述人（鈴木昭博）　復興事業であったりとか公共事業全体に言えることだと思うんですけど、工事をして公益性を求められているわけですから、享受する人が誰なのかというのは、税金を使って公共事業をする訳ですので、やっぱり地域住民のことも考えられた事業であるべきかなというふうには考えているところであります。

その上で、本件の工事、計画から着工までの決定プロセスについてお伺いしたいと思います。誰とどのような協議をされたのかというところをお答えいただきたいと思います。

○議長　ただいまの質問も、要旨の方には明確な記述はないかと思われますけれども、起業者の答えられる範囲で結構です。回答をお願いいたします。

○起業者（高橋）　ルートの設定についてなんですけれども、第１回目の事業説明会を、平成 29 年 11 月に郡山市といわき市にの２会場において、先ずルートについて説明を行い

まして、続いて、翌年の平成 30 年の 12 月に測量の立入協力ということで、同じく郡山市といわき市の２会場で事業説明会、３回目といたしまして、令和元年の８月末と９月に用地測量の協力についての説明会を郡山市、いわき市の会場で行っております。第４回目として、蛇谷須地区を対象といたしまして、令和３年の７月末から８月にかけて富岡町、いわき市、郡山市の３会場において、いずれも事業説明会を各段階において説明した上で、いろいろ意見等､あと了解を頂きながら､当計画を踏まえて町と協議し整合を図りながら、先ほどの４回での住民の皆様をはじめ、地域の皆様に対しての事業説明会の場で説明を重ねながら事業を進めてまいりました。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（鈴木昭博）　今、町と協議をされたということなんですけど、具体的にどのような協議をされたのか､お答えできる範囲で結構ですので教えていただけますでしょうか。

○議長　質問の要旨にはこれもございませんけれども、起業者、答えられる範囲で回答をお願いします。

○起業者（高橋）　富岡町とは、町の災害復興計画の第２次が平成 27 年６月に策定された後に、平成 27 年 10 月に富岡町とルートについて協議を行っておりまして、その後も随時、例えば平成 29 年４月等、協議を行って計画をまとめてまいりました。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（鈴木昭博）　先ほど、起業者の方から事業概要の説明がありましたけれども、その中で他の公共事業との調整をとり易いというような点が述べられていたと思います。ですので、その点をお伺いしたいと思います。

　どのような公共事業と調整を図っているのか､具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長　質問の要旨にはございませんが、回答できる範囲で起業者の方で回答をお願いします。

○起業者（高橋）　実際に、現道の部分に下水道であったりとか上水道の管路があり、そういった部分を付け替えるための工事であったりとか、あとは、道路の盛土に使います材料について、同じ管内でやっています国道 288 号の大熊町のトンネル工事でのトンネルずりを盛土材に利用して工事に活用したといったようなことで、他の工事と連携しながら調整して事業を進めているところでございます。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（鈴木昭博）　その調整を図っている公共事業というのは、本件の工事、公共事業に対しては、どのような影響があるから調整を図っているのか、もしくは、調整を図らなかったら全くこの工事はできないのかというところも含めてお答えいただけますでしょうか。

○起業者（高橋）　盛土材の材料につきまして、同じ公共事業の中で、県でやっている工事の中で、その盛土材の有効活用というところで、本来であればトンネルずりは残土処理すべきものなんですけども、その残土をうまく活用して、最終的には工事費の縮減、経済

的に工事が完了できるといった部分でトータル的にコストが縮減されるというところで、税金の部分をなるだけ縮減した形で、最小のコストで最大の効果を上げるといった目的で有効活用できますので、そういった部分でコスト面でかなり有効になるといったところでございます。

○議長　起業者、議長の進行に従っていただくようお願いいたします。

公述人、公述を続けてください。

○公述人（鈴木昭博）　今のお話ですと、コストの面で有効性があるというところなんですが、どれぐらいの有効性が、具体的に金額見込みのところで、かなり大きな金額、いわゆる工事の予算を削減することができると見込んでいるんでしょうか。

○議長　質問の要旨にはこれもございませんけれども、起業者のほうで答えられるのであれば回答をお願いします。起業者、すぐ答えられないのであれば、その旨で回答していただいても結構ですので。

○起業者（高橋）　まるっきりトンネルのずりを使用しないと、材料だけでも１億円程度の縮減を図っているところであります。

○議長　公述人、続けてください。

○公述人（鈴木昭博）　では、また別な視点から質問させていただきますけど、本件工事なんですけども、復興事業において、どのような位置づけ、役割を担うことを期待しているのかということで、先ほど事業概要でお話があったと思うんですが、特に「重要物流道路」が必要だと言われているということなんですけれども、具体的にどのようなものが搬入・輸送されることを想定しているのかというところをお伺いできればと思います。

○議長　起業者から回答をお願いいたします。

○起業者（高橋）　国際海上コンテナ車ということで、高さが 4.1m、長さが 16.5mということで、40ft 背高といった部分。最大重量 44t まで運搬できるというところで、国際海上のコンテナ車に対応できる規格の構造の部分を満足するというところであります。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（鈴木昭博）　その 44t ものモノが運べる道路をということなんですけれども、具体的にはどのようなものが搬入される、輸送されるというふうに予測されていますでしょうか。

○議長　質問の要旨にはない項目ですけれども、答えられるのであれば。答えられない場合は…

○起業者（高橋）　すみません、そこは分かりません。

○議長　公述人は続けてください。

○公述人（鈴木信枝）　今の質問に関連してなんですけれども、具体的な中身というところで、一般人が想定するのでいうと、原発の廃炉の事業で出たものとか、そういうものを運搬するのかなというような想定はできるんですけれども、そういうものは運ばないということですか。

○議長　これも質問の要旨には記載がないですけれども、答えられるのであれば回答をお願いします。

○起業者（髙橋）　今の部分で、廃炉の部分というところはちょっと分かりかねますので、ちょっとお答えは……、すみません。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（鈴木昭博）　何を運ぶか分からないのにその道路をつくるというのはどうなんだろうと、ちょっと今、聞いていて思ってしまったのが正直なところです。

　具体的なところで、また別な視点からお話をさせていただくと、この工事に対して起業者と、それから富岡町の担当者とを交えて御説明いただく機会があったかと思うんですけれども、その際に、高津戸工区のうち、特に蛇谷須地域における復興計画はないということを富岡町の担当の方がおっしゃっていたというように記憶しておりますが、そのような状況の中で、どのような点を考慮して本件事業に公益性があるというように福島県が判断されたのかなというところが、すごく疑問に思っております。

　それから、先ほど申し上げたように、具体的な中身、何を運ぶのか分からないような道路をつくるということについて、何をどのように考慮しているんだろうという疑問があります。その点をお伺いできればなというふうに思います。

○議長　質問の要旨には事前に提出はないことだと思いますけれども、回答できる範囲で、起業者のほうは回答をお願いします。

○起業者（髙橋）　物流に寄与する産業用道路としての、そういう意味での側面だけではなくて、必要な車道幅員等が確保された良好な道路が整備されることから、現道における通過交通が転換し、安全かつ円滑な自動車交通が確保されたり、国道６号から常磐富岡 IC のアクセス性が向上するといった多様な面、道路沿線といえども、道路管理者が個人の土地に手をかけることはできないと認識しております。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（鈴木昭博）　今のお答えは、質問に対する回答になっていないような気もしなくもないんですが……。

○議長　事前に提出していただいた意見の要旨、あと、質問の要旨の範囲内での公述の意見、若しくはそれに対応する回答というような形で事前に提示のうえ整理いただいておりますので、なかなか起業者側の方で整理がついていないのではないかというように考えております。

　すみませんが、公述人は引き続き公述を続けてください。

○公述人（鈴木信枝）　引き続き質問させていただきます。

　先ほど説明いただいたルート３のところで、２と３を比較されて、３は現道を活用するルートという御説明があったかと思うんですけれども、ルート３を選ばなかった理由は施工性というように言われていたかと思います。

　施工性というところで、具体的にどういうところを施工性がある、ないというふうに判

断されたのか、ちょっとイメージがつき難かったので、これについて御説明いただければと思います。

○起業者（髙橋）　第３案については、途中、現道から沢の部分と、一部、盛土の部分を飛び越える長い橋梁が２つほど予定しておりまして、その大規模な橋梁を通すうえでの、最終的には経済的な部分で、あと施工性ですね。難易度とかといった部分も入ってきますので、その長い橋梁が２つ必要になってくるといった部分が差になってきていると考えております。

○議長　公述人は続けてください。

○公述人（鈴木信枝）　そうしますと、先ほど施工性というように強調されていましたが、経済性と施工性ということでよろしいですかね。

○議長　起業者は回答してください。

○起業者（髙橋）　はい。先ほどの説明にもありましたとおり、社会性、技術的、あと経済的観点からといったところで、トータルで判断しているところでございます。

○議長　公述人は続けてください。

○公述人（鈴木信枝）　ありがとうございます。

日経の記事で、公共事業の予算の後出し増額というのが相次いでいるという記事を目にしまして、今回もルート２の原案を取るうえで、トンネルを新たに掘るということで数十億円の増額がなされていると思います。

先ほど、ルート３を施工性、経済性というようにおっしゃっていましたが、結局、トンネルを新しく掘るということで後出し増額がされているというところで、先ほどの説明を見た感じですと、ルート３の現道活用というのが好ましいのではないかと思いました。

○公述人（鈴木昭博）　続けて、３案あったと思うんですけども、その３案の中で、第２案が現在の工事のルートとして計画されているところだと思うんですけれども、特に施工性というところを先ほど説明の中でもされていたんですが、その施工性というのは、そもそも工事をできるかできないかということなのか、工事はできるけれどもちょっと難しいということなのか。素人なのでちょっと分からないんですけども、案として挙がっているということは、できない工事ではないというように認識しているところなんですけど、そのあたりの施工性の具体的な部分について、分かりやすく御説明いただけないでしょうか。

○議長　質問の要旨にはございませんけれども、起業者の方で、答えられる範囲で結構です。お願いします。

○公述人（髙橋）　施工性に関しましては、同じ橋を架ける上でも、構造的に長いものであったりとか複雑になってくると、そういった難易度が上がってくると。それに伴って施工する期間も必要になってくるとかといった部分も考慮して判断しているところでございます。

○議長　公述人、続けてください。

○公述人（鈴木信枝）　ルート２を現案として採用されていると思うんですけれども、そ

のルート２が蛇谷須地区のど真ん中を、１日 4,400 台が２車線の道路を通ることになると思うんですけれども、トンネルから、今、蛇谷須地区の道路というのは、左右に家があって、地区を分断するような大きい道路ができてしまうと思うんですけれども、その蛇谷須地区の住民の人の生活をどのように変化させるというように考えていますでしょうか。

○議長　質問の要旨にはございませんが、起業者の方で回答できるのであれば回答してください。

○起業者（高橋）　先ほどの、道路が１本、大きな道路が通ることによって、前後の IC とのアクセス、一般国道６号とのアクセスが、利便性が向上するといったように考えてございます。

○議長　公述を続けてください。

○公述人（鈴木信枝）　逆に、デメリットの方はどのようにお考えでしょうか。

○議長　起業者は回答できるのであれば回答してください。

○起業者（高橋）　今回の道路の改良につきましては、２車線ということで、一般的に工事量の多い４車線とか、そういうような幅の広い道路ではないので、そういった部分でのデメリットというのはそれほど、アクセスするにせよ横断するにしても、影響は少ないというところは考えております。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（鈴木昭博）　では、最後に意見として述べさせていただきたいと思います。

まず、富岡町として当該地域における復興計画がないと言っている以上、事業の検討段階において地域住民のことが考慮されているとは言えないんじゃないかというように考えております。

また、この公聴会に向けて事前に質問事項を提出させていただいていない質問をさせていただきましたけれども、あの辺の回答に窮されているところ。そんなに難しいことを聞いているような認識はなかったんですけれども、その辺を伺っていても、ちょっとどうなんだろうというように今、感じているところです。

そのうえで、地域住民のことが考慮されていない公共事業において、県が掲げる公益性というのは、地域住民に犠牲を強いることにより成り立つものである以上、当該地域のための復興事業とは言えないんじゃないかというように考えます。地域の復興は強く望んでおりますが、不十分な補償で犠牲を強いられており、納得できるものではないというように考えております。

復興のために小野富岡線のバイパス道路を改築する必要性、公益性は同意しているところではあるんですけれども、当該地域を通す現計画での本件事業は、実際には住宅地域のど真ん中を通ることになっておりますし、当該地域を分断して交通事故、騒音、振動、廃棄ガスの排出など、生活に不安と危険をもたらすものであります。蛇谷須地域の被災者の帰還をさらに困難にし、追い打ちをかけるものではないかということで、この部分では反対せざるを得ないというように考えています。

何度も説明会を開催していただいて、わざわざ我が家まで説明に何度も来ていただいておりますけれども、その都度、私どもの意見はずっと主張してきておりました。そのたびに「検討します」であったりとか「持ち帰ります」というような返答を頂くだけで、私たちの意見に寄り沿った回答というのは一切されていない状況であります。

しまいには、「鈴木さんは蛇谷須に戻るつもりなんですか」なんて言われたこともありました。こちらとしては記憶をしております。そういった県の担当者の御認識というところも、こちらは実際に伺っているところでもありますので、そんなふうに県の方々は考えているんだなと、ちょっと悲しい思いをしたということでもありました。

蛇谷須地区にとって、生活道路の建設というのは長年の要望でもありました。住民の意見に寄り沿った道路の早期建設を強く望んでおります。

私たちからは以上でございます。

○議長　ありがとうございました。

公述人は降壇をしてください。

次の公述人の方からは起業者へ質問の希望がございますので、起業者はそのままお待ちください。

（公述人降壇）

○議長　次の公述の開始時刻は 14 時 45 分の予定ではございますが、次の公述人の方からは、公述の開始を早めることにつきまして同意を頂いております。引き続き、鈴木澄枝さんから公述をしていただきたいと思いますけれども、鈴木さんは準備よろしいでしょうか。

○公述人（鈴木）　準備があるので、14 時 45 分からでよろしいでしょか。

○議長　それでは、次の公述開始は、予定どおり 14 時 45 分からとさせていただきます。それまでの間、休憩といたします。起業者は降壇をしてください。

鈴木さんには、公述開始の２分前に壇上に御案内しますので、それまでに控席の方にお戻りください。よろしくお願いします。

それでは、休憩といたします。

（休憩）

○議長　それでは再開します。

次は、鈴木澄枝さんから公述をしていただきます。

鈴木さんは、登壇をしていただいて、公述人席のほうに着いてください。

（公述人登壇、着席）

○議長　現在の時刻は 14 時 44 分です。公述の時間は、起業者への質問とその回答も含めて 30 分以内となっております。公述開始後、手元の時計で計測をしますので、30 分以内に公述が終了するようにお願いします。終了の 10 分前、５分前、１分前に呼び鈴で合図をします。また、表示でもお知らせしますので、目安にしてください。30 分以内に終了しない場合には、公述の中止を命ずることになります。

なお、事前に公述人から申し出があった公述中の水分補給につきましては、これを認め

ますので、適宜、水分を補給してください。
　それでは、公述を開始してください。

●公述人３：鈴木澄枝（意見・質問）

○公述人（鈴木）　鈴木澄枝と申します。よろしくお願いいたします。
　先ほど、起業者から第１、第２、第３のルートについて説明がありまして、前に伺った路線とちょっと違っていたのでお聞きしたいんですけれども、第１ルート、第３ルートの予算は如何ほど掛かりますでしょうか。

○議長　ただいまの質問は事前に提出していただいた質問の要旨にはございませんが、起業者は回答できる範囲で結構です。回答をお願いいたします。

○起業者（高橋）　まず、第１案の方がトータル 63.7 億円に対しまして、第３案が 51.9 億円の経済性の比較になってございます。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（鈴木）　そうしますと、ルート３の、先ほど施工性が難易度が高いということをおっしゃっていましたけれども、予算的には、今、ルート２が行われていますけれども、それよりも低いわけですよね。

○議長　ただいまの質問は、要旨にはございませんけれども、答えられる範囲で結構ですのでお願いします。

○起業者（高橋）　第２案の申請案については、46 億円ということで、第３案よりも低くなってございます。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（鈴木）　それは、ちょっと……。
　前に事業説明会のときに聞きました説明では、当初が 20 何億で、それにプラスして、トンネルの施工性、難易度が上がったということで 30 億ちょっとプラスになって、全部で 54 億とかというふうに、現案がですね、54 億というように説明を受けました。
　そうしますと、これはルート３の 51.9 億円よりも高いわけで、事業説明会での説明というのは、あれは適当にお答えになったんでしょうか。

○議長　質問の要旨には書いてないことですけれども、回答できますでしょうか。

○起業者（高橋）　先ほど説明した部分に関しましては、測量試験費といった調査費関係が含まれておりませんので、含んだ上で 54 億円という形になってございます。

○議長　公述人、よろしいでしょうか。

○公述人（鈴木）　ちょっと意味が分からないです。
　要するに、総予算額をお聞きした訳ですので、これが含まれない、あれが含まれないというのを後から言われましたら、どんどん、どんどん後から出てくるじゃないですか。総予算額は、いったい幾らなんですか。

○議長　起業者、答えられる範囲で結構です。お願いします。

○起業者（高橋）　ルート比較の時点では、測量試験費等は含まれておりません。用地補償費と工事に係る費用について比較検討してございます。

○議長　公述人、よろしいですか。公述を続けてください。

○公述人（鈴木）　ですから、総予算額をお聞きしたんです。ルート１、２、３の。後から後から、測量費だとか何費だとか言ったら、一体どこまで膨れ上がるんですか、予算は。分からないじゃないですか。最初の予算額を、測量費は予算額の中に入れなくていいんですか。

○議長　質問の要旨には記載のない事項ですけれども、答えられる範囲であれば答えをお願いします。

○起業者（高橋）　ルート比較のうえでは、測量試験費を除いた用地補償費、あと工事を含めた額で比較検討しているところでございます。

○公述人（鈴木）　そうしますと、測量費用というのはどれぐらい掛かかるものなんですか。ルート１、２、３で全然違うんですか。

○議長　起業者、これも記載はありませんけれども、答えられる範囲で結構です。お願いします。

○起業者（高橋）　先ほどの１、２、３含めて、測量試験費等に係る費用は同等と判断しております。

○公述人（鈴木）　同等でしたら、それをまず除いて、１、２、３をルート比較できますよね。引いた金額でよろしいわけですよ。そうしましたら、現案の 50 数億というのは、むしろルート３のほうが安いわけですよね。

○議長　今、起業者が言われたのは、ルート１も２も３も測量費というのは、ほぼ同じなので、それを抜いて比較しても比較は成立しますということを回答されたんだと思います。

○公述人（鈴木）　そうしましたら、現案は 40……。

○起業者（高橋）　測量試験費を除いて 46 億円。

○公述人（鈴木）　測量費用は幾らだったんですか。

○議長　起業者、答えられますか。

○起業者（高橋）　約８億円になります。

○公述人（鈴木）　そうしますと、46 億に８億を足して 54 億円というわけですね。そうしましたら、ルート３の 51.9 億というのは、さらに８億を足さなきゃいけないということになりますか。

○議長　起業者、今のお話でよろしいですか。

○起業者（高橋）　そうなります。

○公述人（鈴木）　分かりました。ありがとうございます。

○議長　公述を続けてください。

○公述人（鈴木）　これは、経済性の問題。それから、施工性・難易度の問題ですね。あとは、息子たちが先ほど申し上げましたけれども、この蛇谷須集落の地域住民の声という

ものが、どれほど反映されているのかということについて、他の市町村の村長さんが幾ら要望されましても､私もこの小野富岡線の改築工事は早く進めるべきだと思っております、ですけれども、最終的なこの第２ルートの案を具体的に、我が家の土地をこのように使いたいというようにお話があったときに初めて、高さが 10m位になるとか、歩道が正味１ｍ位でしかないとか、道路幅が今のお話ですと 3.25mね。これは、44t、40ft のトレーラーなんかが悠々と走れる幅なのでしょうか。

○議長　起業者、記載はございませんが、回答をお願いいたします。

○起業者（高橋）　今、確認いたします。

40ft コンテナ車のトレーラーにつきましても､幅的に 3.25mで問題なく走行できる幅になってございます。

○議長　公述人は続けてください。

○公述人（鈴木）　まず、これは海外の……何とおっしゃいましたっけ。海上の何とかというのを通せるような……、要するに、海外製のトレーラーですか。そういうものも通行できるような、それだけの強度というのですか、そういう規格でつくられていますということでしたよね。ということは、逆に申し上げますと…。

ここからちょっと話題を富岡町の復興政策の方に変えさせていただきます。

まず、富岡町にお聞きしましたら、この蛇谷須地区の具体的な復興政策、そういう未来図というのは描けていないというように聞きました。描けていない中でのこのバイパス計画なんですね。蛇谷須集落というのは、南ひな壇の家々が最初に宅地分譲されて、これが 30～40 軒ありますね。その中には、東京電力の社員の方々がそこへ移住されてきて住んでおられましたし、うちは農家で開拓で入ったものですので、古くからのそこの歴史を、うちの主人がこの後、申し上げると思いますけれども、少し分かっていただきたいこともありましてね。それで、その後、富岡町が田んぼとか宅地を買い取って分譲して、23 軒、宅地分譲したわけです。もともとの農家と、後から入ってきた 30～40 軒と、それと宅地分譲を含めると、これは 80 軒ぐらいの住宅用地、住宅用の土地があるわけです。

そして、ここには今、課税がされております。本来の課税の額よりは低いように設定されているのかなとは思っていますけれども、これは、このまま低いままいかないと思うんですね。要するに、住宅地としての課税をされている訳なんです。このことがまず１つありましてね。

そうすると、将来的に、この蛇谷須地区は、住宅集落地としてはすごく魅力的な土地なんですね。夜の森駅から歩いて 10 分で、小川が流れていて、小川があります、田んぼがあります。子供たちはザリガニを取ったり、あるいはメダカを取ったり、メダカが泳いでいるような綺麗な水だったんです。しかも、今回、バイパスが通されるところは低地になっているんです、田んぼの。そうすると、道路から見て子供たちがどこにいるかということも見えて、その中で安心して子育てができたんですね。そうして育ったのが、先ほど公述した娘と息子なんですけれども…。

時間もあれですので、ちょっと話がまた先に飛ぶんですけれども、政府は 2051 年に廃炉を完了すると。これは何が何でもやると。これはデブリの取り出し、これをやるわけです。そうすると、あと 27 年なんです。たった 27 年です。私は 90 歳になります。でも、多分生きていると思います。そうしたら、孫や曾孫が、いい場所だから……。しかも、夜の森といったら、桜も日本国内で名所 100 箇所に入ります。そうすると、子供たちが戻ってきたい、土地があるからここに家を建てたいって、実は戻したい訳ですよ。これが復興ですから。だから、要するに、富岡町を本当に復興させることができると考えているのか、できないと考えるのかだと思うんですね。

このバイパスを通してしまったら、住宅用地としては、高さが 10m、しかもトレーラー、タンクローリーなどのガソリンやなんかを積んだものとか、それから廃炉のための放射性物質、廃棄物かなんかも、そういうのも当然通りますね。通すんですよ。通さないと約束するなら別ですよ。そうしたら小野富岡線の機能が果たせないじゃないですか。どうするんです。そうしたら、それは住宅地を通すべきではないというのが私の意見ですし、感想ですし、要望です。

しかも、ルート２の図面では、南ひな壇の住宅地を下りて直ぐのところに交差点ができるんです。バイパスと、富岡町がつくる町道が交差するんです。ここというのは、交差点での事故というのは巻込み事故。だから、大型車が死角というんですか、見えない。巻込み事故というのは、これは多々あります。よく起こることなんですね。

だから、ここに交差点をつくって、しかも高さが 10mとかといって、10mの高さで、低地のところ、田んぼのど真ん中を分断するわけです。そうすると、自然環境、生活環境はまるっきり変わります。騒音、振動、雨量、それから排気ガス。どれを基準内に抑えられようとも、自然環境を大きく変えてしまうということなんですよ。

それは、80 軒の人たち……、いえ、分譲して、もっと、そこに「いいね」って。「静かでいいね」って。「おたくの土地、譲ってくれないか」って言われたことは何度もあります。ここは、農振地域というか、それを外して宅地として売り買いされても、過去きました。ですので、「おたくの土地、譲ってちょうだい」って。「駅から近いし、静かだし」って。「子供たちを育てるのにいい環境なんだ」っていう土地なんですね。ですから、せっかく富岡町が 23 軒もの分譲住宅をつくって、居住地としての位置づけで進めてきたところでもあるんですね。

そういう政策で進めてきたところに、今回のこのお話だった訳です。しかも、不当に、不当に被災者を泣かせるような低価格なんですね。27 年後に、この道路ができてしまいますと、来年にはできるそうですけれども、できてしまいますと、たった 27 年ですから、この道路が何かどう変わるかというと、ますます流通のための物流道路として利用されると思うんですね。そうすると、あと 27 年、子供たち孫たちが、（※公述 10 分前の呼び鈴）まとめさせていただくと、子供たちが家をつくって戻りたいとなったときに、ちょっとこの道路が、今この第２案は、戻ろうとする蛇谷須地区の住民たちに逆なイメージですね。「ち

ょっと、どうかな」という。戻りたかったけれど、こんなトレーラーとか廃棄物がどんどん夜中も通るんですよね。当然、夜中、運ぶんですよ。安心して子育てできるのか、ということですね。現実問題、これは。そういうことなんですよ。

もう１つ申し上げたいのは、高津戸工区内の高津戸地区にソーラーパネルがもう席巻しています。グーグルで検索しますと、ブワーッと広がっているんですよ。蛇谷須のこの集落でも、土地を貸してくれと言われて貸したところ、ソーラーパネルが既に。田んぼを貸して、業者が入ってきていますし。これは、調べましたら初めて、私も東京におりましてなかなか情報が分かりませんで、県が復興事業の１つとして自然エネルギーを進めているということで、私も大賛成です。自然エネルギーにシフトしていくことは。福島としてはこれは必要と思うんですね。ただ、太陽光でしたら屋根に付けてもいいんですよ。でも、道路をここを通したら、人が住めない住宅地なんですね。だから、要は、結論を申し上げますと、蛇谷須集落はなんで、こんな小野富岡線、高さもあるこんな物流用の道路がここを通るようなことになっちゃったのかなとちょっと考えましたら、もともと道路が必要な住民がおりました。何軒も。それで、富岡町に要望を出していました。富岡町は、それもありながら､分譲住宅を進めて売りに出しました｡売り切れないうちに震災が起きました、ということなんですね。そうすると、富岡町としても、ここに道路が必要だという認識はあって取り組んでくださっていたと思います。それで、そこにこの小野富岡線がくっついちゃった。要は、どうせ戻れないんだから、誰も戻ってこれないんだからという考えで。

でも、震災前に私たちが要望していた道路が県の小野富岡線というのに格上げになったということを､ちょっと役場の職員から聞いたんですね｡｢だから早く進みますよ｣なんて、地元の情報ですけども、それでくっつけられちゃって。要するに、じゃ、この状況を打開といって、震災復興に向けたすったもんだの中で、早い話が「道路はあればいいんでしょ」みたいなことになっちゃっているような気がしていましてね。

もとから要望していた農家の方々。道路がなくて、家も古くて再建築できないで困っていた人。今、災害復興住宅に１人でお住まいです。でも、こちらの道路がないんですけれども住宅地だから税金は払っています。確認しました。少ない年金で。補償ももう打ち切られてますよね。少ない年金の中で払っています。

こういう人たち。１人でもそういう……。１人じゃないと思いますよ。住民を泣かせてつくった道路が、果たしてどれだけの仕事をするのでしょうか。残るのでしょうか。今後のためになるのでしょうか。復興のためと言えるのでしょうか。

ストレスによって癌を発症して、あるいは持病を悪化させて、どれほどの苦しみを受けてね。ここの地権者たちもみんな被災者です。その人たちを、泣かせるだけ泣かせてきたんですよ｡もっと住民の意見を吸い取った､そういう施策がなされるべきじゃないですか。予算やなんかの問題じゃないでしょ。だって、予算なんて、60 億、50 億、みんな同じようなものじゃないですか。ちょっと出して。どうせだったらね。

私自身、親族中が被災して川内村の実母も避難で持病が悪化し 3 年後には難病を併発し

要介護となってリハビリ回復していたところに、コロナ禍で骨粗鬆症も認知度も悪化して骨折入院し2年半後の今から3ヶ月前に急逝し、まだその悲しみが癒えず格闘中です。

福島復興においてはそれを見守るのは日本全国に止まりません、世界中の人々が日本がどう乗り越え復興を成し遂げるのかを注視しています。その人々が必ず言われることは『復旧復興のあり方は、被災者の人たちの為に、本当に被災者の人たちが未来に希望を持てるようにしてもらいたい。』ということです。

要するに、国民のための善政を、良い政策をやるべきです。そうでなければ子供たちが後に続いてくれませんよ…。あと何分でしょうか。

○議長　あと３分ほどです。

○公述人（鈴木）　私の尊敬する世界的な大指導者、去年亡くなられましたけれども、この方がおっしゃっていました。そもそも原発、原爆、これはアインシュタインから起こったことですね。人間が作り出したものであれば、必ず人間が解決できる。

だから、要は子どもたち、人材育成なんですね。それは善政を施いてこそ、良い政策、良いやり方。道路１つだってそうですよ。それをやってこそ、子供たちは素直に、親たちが苦労してやっていることに、「よし、自分が一生懸命勉強して、人のために尽くす人生を生きよう」って、福島の子供たちだって思っていますよ。

必ず解決できるって、そう思って今政府も、2051年には必ずやるという決意で臨んでいるわけです。福島県も、現場で現地でもっと住民に寄り沿って、意見を聞いて、本当に喜ぶ政策の道路はどういうものなのかということを基準に進めるべきじゃないですか。

私が提案を申し上げたいのは、１つ提案を申し上げたいことがあるんですけれども、桜の夜の森なので、この地域、今まで買い取られた土地を生かしまして、そこを町道を、町道をつくってほしいんです。バイパスじゃなくて、バイパスは別なルートにお願いします。でも既に買収されたこの土地は様々に生かして例えば「道の駅」。ここで取れたものの放射線量を測って。そして、そこの「道の駅」で売られる。これは風評被害も払拭しますし、「道の駅」が富岡町の中にはないんですね。ここには。だから、「道の駅」をつくるとか、そして桜の木をもっと沿道に植えるとか、温泉も。帰ってきて、ソーラーパネル一色ではなくて、皆さんが「ほっとする」って。「じゃあ、2051年には帰ってきたいよね」って。「戻ってこれるんだね」って希望が持てるような、そういう道路づくりをお願いしたいと思います。

すみません。ちょっと取り留めありませんけれども、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長　ありがとうございました。

それでは、公述人と起業者は降壇をしてください。

（公述人・起業者降壇）

○議長　次は、遠藤則政さんから公述をしていただきます。

遠藤さんは、登壇をしていただいて、公述人席のほうに着いてください。

（公述人登壇、着席）

○議長　現在の時刻は 15 時 16 分です。公述の時間は 30 分以内となっております。公述開始後、手元の時計で時間を計測いたします。30 分以内に公述が終了するようにお願いをいたします。終了の 10 分前、５分前、１分前、呼び鈴で合図しますし、表示によりお知らせしますので、目安にしてください。

30 分以内に公述が終わらない場合には、中止の命令をすることになります。

それでは、公述をお願いいたします。

●公述人４：遠藤則政（意見）

○公述人（遠藤）　皆さん、こんにちは。私は、今回の復興道路のエリアにある高津区行政区の区長をやっている遠藤則政です。

さて、皆さん、今回の復興道路のスタートは何年だと思いますか。分かる方、ちょっと手を挙げてみてください。県の方は別として。

これは平成７年に出た話なんですよ。平成７年の７月に、町のほうから説明会と称して我々の行政区の方に要請があった案件なんです。当時は仮称だったんですけども、富岡 IC までの一般国道６号からのアクセス道路として始まった事業なんです。

このアクセス道路は、常磐自動道が富岡町まで路線発表されたことにより、富岡 IC から一般国道６号のアクセス道路が検討された時代です。

そして当初は、先ほど県の方が説明したとおり、４路線の案が提示されました。あれから 30 年の時間が経過しています。30 年です。私も 70 歳になりました。40 歳で現役でばりばり働いていたんですが、70 歳を超えました。

当地区は、富岡町内でも、今現在、先ほど言われたとおり、太陽光のソーラーパネルで塞がっていますが、富岡町きっての優良農地です。水の便もいいですし、基盤整備もされていますし、道路幅の問題は後回しにしますけれども、ところが、ほとんどが兼業農家でした。ご多分に漏れず、どこの地域でもそうなんでしょうけれども、当地区も先祖伝来という意識が殊のほか強く、土地に対する執着心には、目を見張るというか、異常なくらいのものがありました。

それで、このアクセス道路の話が出たときも、御承知の方もいるかと思いますが、反対の請願、後になって路線変更の要請が出されたりもしました。でも、この土地に対する執着心があったからこそ、あれほどの優良農地が形成されたこともまた事実です。

最初は高規格道路として計画されました。高速体系の整備を町の発展に結びつけるためには、富岡 IC から福島空港に至る規格の高い道路、すなわちダブルトライアングルハイウェイ構想の実現を図り、富岡町が相双地方と中通り地方を結ぶ交通の要衝になることが重要であった。ダブルトライアングルの構想は、小野 IC を中心にして、富岡を基点として川内経由のもの、反対側は東北自動車を経由して小野に至る、トライアングルが２つできるということでダブルトライアングルハイウェイ構想ということを言われていました。

平成７年 12 月開催の町の説明会では、先ほど県の方からも説明あったと思いますが、町の先見の明というか、画期的な計画も出されていました。すなわち、この道路は、原子力発電所の事故が発生した場合、国道６号を利用せずに遠隔地に退避するため最も利用される道路になるなど、まさに平成 23 年３月 11 日はこの計画が絵に描いたようなことになりました。

アクセス道路も、ご多分に漏れず同意がなかなか得られず、逆に、賛成する人は「村八分」なんていう言葉も出たんですよ、あの当時。「村八分」なんて、今の子供さんに言ったって分からないと思うんですよ。40 年前にはそれが通用していたんです。村八分。

また、道路に家が掛かって移動したり改築する場合には、県の補償費では足りないから自分の持ち金を出して改修するしかないぞというような、デマというか、理にかなわない意見が出まして、情報が錯綜して計画が進みませんでした。

しかし、現在使用している県道は道路幅が狭く、その割には地形的にはご存じのとおり非常に見晴らしがいいので、車のスピードが出るために人身事故も起きていました。加えて、毎年４月初旬の桜の咲く頃になると観光客の数が、今で言う IC までつながった状況です。そのために、我々がちょうど４月の作付け前の農繁期が来ると、農道をばんばんばんばん車が通って、トラクターや、その他農作業車が移動するのも困難を極めたときもありました。

このような状況下で平成 23 年の原発事故に至った次第です。何というか、ここまでは、当町もご多分に漏れず政争が激しいので、我々地権者としては政争の具に使われたような気がしています。

そして、原発事故後は、部落の人たちは県内外に避難したので、とても道路の話は話題に上る状況ではありませんでした。避難している人たちがある程度、落ちついた頃の平成 29 年 11 月に、今後は福島復興再生道路として、県の説明会が郡山、いわき地区で開催されました。その後も随時、説明会が開催され、令和元年８月に初めて道路の詳細な図面が提示され、それに対しての重要性が説明されました。

相双地方と中通りを結ぶ重要な道路。道路幅の狭いところを避けること。御承知のとおり、富岡の方は分かるかと思いますが、ＪＲ橋手前の直角な交差点を避ける。富岡 IC と国道６号とを結ぶ物流道路としての機能。同時に、当部落内においては生活道路の安全が可能になるとのことでした。

また、富岡町においては、町のシンボルである桜並木の保全確保にも大いに役立つことになりました。また、この桜並木は、あと 100 年はもつそうです。

その他、詳細は避けますが、当部落内にあっても、当初は同意の得られない人もいましたが、関係各位の努力によって、今では対象者全員の承諾をもらって、追加工事を含め、着々と高津戸分は仕事が終わりつつあります。

この道路が通る当部落内の周辺は、御承知のとおり一部、農地も含まれていますが、大半が山林です。今までこの山林に関して、手入れするのにも道がなく、植林、保育に非常

に苦労していましたが、今後は本線道路から全部、地主の山林に取付け道路を入れてもらいましたので、この道路は手入れするのに今後は非常に役立つと思われます。

また、この本線道路から、今までは田んぼ道みたいな農道を、俗に言う門口にしていた人も、本線から短距離で幅広い道路で入られるというような利点も大いにあります。

このような角度から、県としても一日も早い開通を望み、部落民も安心で安全な生活を送れることを願っています。

これをもちまして公述を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長　ありがとうございました。公述人は降壇をしてください。

（公述人降壇）

○議長　次の公述人の公述開始時刻は 16 時５分の予定ですけれども、議事が早めに進行しております。次の公述人の方からは、公述の開始時刻が早まることにつきまして同意を頂いております。

それでは、次の公述人、鈴木勇一さんにつきましては、15 時 45 分からの公述をお願いしたいかと思いますけれども、鈴木さんは対応できますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長　では、次は 15 時 45 分の公述といたしまして、それまで休憩といたします。

鈴木さんにつきましては、公述開始の２分前に壇上に御案内をいたしますので、それまでに控え席のほうにお戻りください。

それでは、休憩といたします。

（休憩）

○議長　それでは、再開をいたします。

次は、鈴木勇一さんから公述をしていただきます。鈴木さんは、登壇をしていただいて、公述人席へお着きください。

（公述人登壇、着席）

○議長　現在の時刻は 15 時 43 分です。公述の時間は 30 分以内となっております。公述開始後、手元の時計で時間を計測いたします。30 分以内に公述が終わるようにお願いします。

また、終了の 10 分前、５分前、１分前に呼び鈴で合図するとともに、表示でもお知らせをしますので、目安にしてください。

なお、30 分以内に終了しない場合には公述の中止を命ずることになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、公述を開始してください。

●公述人５：鈴木勇一（意見）

○公述人（鈴木）　私は、鈴木勇一と申します。よろしくお願いします。

実家は先祖代々、蛇谷須地区に土地、建物を所有して、震災前まで近隣と友好を深めて

生活していました。蛇谷須の歴史的な、ちょっと話をしてみたいと思います。

自分が住んでいる蛇谷須地区が、「福祉のさと」ということで、老人ホームとか東洋学園、養護学校という施設が昭和 40 年頃から建てられた状況なんです。その老人ホームも、建設した当時は、入居する人がいないために、うちのひいじいさん、ひいばあさんが、役場の方から、入る人がいないので入居してもらえないかということで入居しました。そんな状況です。

また、老人ホームの人たちが、私たちの近くを散策したり、駅のほうに買い物に行ったり、そういう時代があったんですね。また、うちの近くに東洋学園ができるようになりまして、その生徒さんたちがうちの自宅に飛び込んできたりしてね、そういう状況でした。また、養護学校なんかも建設されて、「福祉のさと」というように言われていましたね。

また、当時は「福祉のさと」と言うくらいで、農家の方たちが自然の中で山菜を取ったり、毎日毎日そういうのどかな生活をしていた状況も思い出します。

また、子供たちも、線路の近くにそういう公園があって、学校から帰ると、先ず遊びに行ったり。うちの子供たちも、学校から帰ってくると遊びに行ったりしてね、夕方まで遊んできた。そういう自然の中で私たちは育った感じです。そういうことを思い出します。

震災があってから、なかなかそういうような状況は今は見られませんけれども、本当に、子供たちが遊んでいても、トラックもそんなに多くなかったし、事故なんかもなかった。そういう環境の中で子供たちは元気に育ったという状況だったんですね。

また、駅から近いので、約 10 分くらい歩いて駅まで行けるので、そういうように近くの人たちも段々と引っ越して来て、人口も増えていった状況だったんですね。

また、とにかく蛇谷須というところは住み易い、そういう場所だったんですよね。近隣とも、いつも和気あいあいと、友好を深めるような、そういう状況の中で生活をしてきました。

そういう自然の中で私たちは育ったものですから、子供の頃からホタルとか、あとは近くの川へ行ってウナギを捕まえたりザリガニを取ったり、また、近くに川が流れていれば水浴びしたり、海水浴をしたり、そういう状況の中で暮らしてきたものですから、やっぱり自分の住み慣れた地域というのが忘れることができない。年とっても、そういうような状況です。

とにかく、今回の建設の道路。私たちが求めているのは、地域のためになる道路として、町道を一番、要望していたんですね。

そういうことで、道路がなくて困っていた私たちの近隣の人たちも、道路がないために家も建設できない、いろいろな改築もできない、そういう状況の中で私たちが一緒に生活してきたものですから、道路はやっぱり必要ですから、住民のための道路という、そういうふうな道路がやっぱり必要だと思います。

今回の道路は、集落が分断されるような状況の建設じゃないかなとも思いますね。そのための、そういう場所なんかもなくなっているんじゃないかと、私は思っていますけどね。

自然も、今までやってきた、破壊されるような、そういう建設なんだなと思っております。

我々が欲しい道路は、町道とか、事故の少ない、そういう道路が一番だと思うんですよね。道路が町道として良くなれば、住む人も増えてくるというような状況になってくるとは思います。

私たちの住んでいるところは、昔は粘土地で、自転車で雨が降った日に走ると、粘土が詰まって車輪が回らないような状況だったんですよね。マムシもいたり、そういうような状況もありましたね。それで、老人ホームができるようになって、道路が良くなって、新しい人が移転してきたという状況です。

そういう形で、道路はやっぱりなくちゃならない。そういうようなことだと思いますけれども、道路はばんばん車が飛ばして昼夜走って、そういうような状況の中だったら、震災前からもどんどん良くなってきたならば戻ってくる人がもっともっと増えてくるようになると思いますけれども、そういうふうな中で、住民のための道路でなければ多く戻ってこないんじゃないかなと思います。

今も蛇谷須地区の具体的な復興計画というのは全然ないわけですから、無策というか、責任がないんじゃないかと、そういうふうに思いますね。暗中模索の上に、この小野富岡線改築工事においても､このような住民不在の道路計画になったのではないかと思います。

もっとも、現案の物流用バイパス道路は、この蛇谷須集落を分断してつくられてしまう状況ですよね。これがこんなに大きな道路によって分断されてしまえば、蛇谷須地区に宅地を持つ住民の大半が、この先、宅地の活用に困り、課税されるだけの不利益な状況に至るんじゃないかと危惧しています。

集落の住民が富岡町に長年要望してきたのは、やっぱり生活道路。そういう町道ですので、その要望してきた道路が、今度の大型車、昼夜にわたって走行する物流のバイパス道路に置き替えられてしまったのは、やっぱり残念ですよね。

確かに、今後、復興を加速させる物流バイパスですけれども、急を要することも理解できます。しかし、昼夜関係なく大型車がばんばん走る物流バイパスを、住宅地のど真ん中に通すのは問題でもあります。ほかに代替地もここには山ほどあるんですから、合理性に欠ける。

それでは住民は、帰還して住みたくても以前のように平穏な生活がかなわず、子供や年寄りも安心して歩けないということになりますので、このような住む環境として不適切な道路ではなくて、地域住民のより安全・安心な、住みやすい、配慮した、住民のための復興事業としてふさわしい道路の建設をしてもらいたいと思うんですね。

やっぱり、道路はなくてはなりません。私たちは復興道路の建設自体には反対しているわけではないんですけれども、とにかく、道路は必要ですから、住民のための道路ということを考えてもらって、住民が戻れるような道路をつくってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長　ありがとうございました。

鈴木さん、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、今の公述の意見というのは、現在の計画での事業に対しては事業認定は反対だというようなお立場の意見という……。

○公述人（鈴木）　そうですね。道路は町道としてね、やっぱり欲しいんですよね。だから、別なところを通してもらえれば、バイパスはいいんじゃないかと思います。

○議長　分かりました。ありがとうございました。公述人は降壇をしてください。

（公述人降壇）

次の公述開始の時刻は 16 時 40 分の予定ではございましたが、次の公述人の方からは公述の開始時刻が早まることについて同意を頂いております。引き続き、宮野大翔さんから公述をしていただきたいと思いますけれども、宮野さんは御準備よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長　次は、宮野大翔さんから公述をしていただきます。

公述人からは起業者へ質問の希望がございますので、福島県の方も登壇をして、起業者席のほうに着いてください。

（公述人及び起業者登壇、着席）

○議長　現在の時刻は 15 時 58 分です。公述の時間は、起業者への質問、その回答も含めて 30 分以内となっております。公述開始後、手元の時計で時間を計測いたします。30 分以内に公述が終了するようにお願いいたします。

終了の 10 分前、５分前、１分前、呼び鈴で合図するとともに、表示でお知らせをしますので、目安にしてください。

なお、30 分以内に終了しない場合には、公述の中止を命ずることになります。

それでは、公述を開始してください。

●公述人６：宮野大翔（意見・質問）

○公述人（宮野）　公述人の宮野大翔と申します。

まず、質問をさせていただきます。

質問の要旨、事前に御送付申し上げているものの、（１）については起業者の御説明が当初ありましたので、重複を避ける意味で少し絞った質問に変更させていただきます。

初めに、起業者において検討された代替案があったと思いますが、この代替案は全て現実に可能な選択肢として検討されていたということでよろしいですか。

○議長　ただいまの質問につきまして、起業者は回答をお願いします。

○起業者（髙橋）　はい。現実にできるものとして比較しております。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（宮野）　次の質問に移ります。

本件の申請案の起業地の利用状況について、どのように評価されましたか。

○議長　起業者は回答をお願いいたします。

○起業者（髙橋）　少々お待ちください。

起業地の現在の利用状況は、山林が約 11,500 ㎡、全体の約 48%であり、農地が約 8,100 ㎡で全体の約 34%、宅地が約 3,300 ㎡で全体の約 14%などであります。

よって、そのほとんどが山林及び農地であります。

○議長　公述人は公述をお願いします。

○公述人（宮野）　今お答えいただいた内容に関連して、もう１つ質問をさせていただきます。

本件申請案の起業地に蛇谷須地域が含まれると思いますが、この蛇谷須地域にこれまで住民が住んで生活をしていたということについては、検討されたのか、されていないのか、された場合はその内容を教えてください。

○議長　起業者、明確に要旨にはございませんけれども、可能な範囲で回答をお願いいたします。

○起業者（髙橋）　ちょっと、今、確認いたします。

蛇谷須地区のところに住んでいるというところは、確認しております。

○議長　公述をお願いします。

○公述人（宮野）　先ほどの質問の後半の部分になりますが、確認をされた上でどのように評価されたのか教えていただけますか。

○議長　起業者、回答をお願いいたします。

○起業者（髙橋）　繰り返しになりますけれども、起業地の現在の利用状況は、山林が 11,500 ㎡、全体の約 48%であり……。

○議長　すみません、起業者。

今、公述人が聞かれたのは、宅地とか住宅とかが支障となる部分について、どのような評価をしたかというようなことです。

○起業者（髙橋）　今、確認しております。

計画策定時、大菅団地は分譲中ではありましたが、申請案とした場合、移転家屋数が１軒と少なく、周辺の土地への影響も小さいと判断したことから、コントロールポイントとはしておりません。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（宮野）　本件申請案の起業地に関して、今回、復興計画も盛り込まれていると思いますが、復興事業との関係で将来どのような利用状況になると見込まれるか、その点について、私的ないし公共的価値についてどのように評価したか含めてお答えください。

○議長　起業者、ただいまの質問につきまして回答をお願いいたします。

○起業者（髙橋）　将来については、富岡町災害復興計画（第２次）によれば、農地の再生・活用ゾーンに指定されており、農地をはじめ様々な土地の利用方法を検討し、利活用を進めることとしております。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（宮野）　代替案について、代替案の起業地の利用状況をどのように評価したか教えてください。

○議長　起業者は、ただいまの質問について回答をお願いします。

○起業者（高橋）　ちょっと確認いたします。

初めに、現状についてお答えします。

現在の利用状況は、山林が約 12,600 ㎡で全体の約 52%であり、農地が約 8,700 ㎡、全体の約 36%、宅地が約 700 ㎡、全体の約３%などであります。

よって、そのほとんどが山林及び農地であります。

○議長　代替案は申請案を含めて３つありまして、代替案と言われるものは２つあると思うんですが、今の回答は、それのうちの……。

○起業者（高橋）　第１案になります。

○議長　そうすると、第３案につきましてはどのようなお考えでしょうか。

○起業者（高橋）　確認いたします。

山林につきましては 3,714 ㎡、農地につきましては 7,240 ㎡、宅地につきましては 2,569 ㎡になります。

○議長　今のが第３案ということですかね。

○起業者（高橋）　はい。

○議長　では、公述人は公述を続けてください。

○公述人（宮野）　最後に、なぜ、その代替案２つと比べて申請案が優位であるというふうに評価したのか、ここを教えてください。

○議長　起業者は、ただいまの質問につきまして回答をお願いいたします。

○起業者（高橋）　ルートを比較するうえで、一般的には社会的、技術的及び経済的観点を用いております。申請案と代替案を比較検討した結果、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に最も合理的な計画であると判断される申請案を、本件事業ルートとして採用したものです。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（宮野）　頂いた回答に関連して、１点だけ追加質問させていただきます。

今回の申請案ですと、移転をしなければならない方は１軒ですか。第１案、第３案については、移転をしなければいけない人がいるのか、建物を除却しなければいけない方がいるのか、それを教えてください。

○議長　起業者は回答をお願いいたします。

○起業者（高橋）　第１案につきましては、支障物件は母屋はゼロです。第３につきましては、同じく母屋が１軒という結果になっております。

○議長　公述人は公述を続けてください。

○公述人（宮野）　以上で質問は終わらせていただきます。この後、意見を述べさせてい

ただきます。

まず初めに、意見を述べるんですが、これは今日、公述人として参加している鈴木家の方々と同じ意見を代弁させていただく形になります。

それでは、申し上げます。

意見の、先ず趣旨として、本件申請案は事業認定の要件を満たさないと考えます。そのため、起業地は第１案、バイパス最短ルートに変更すべきと考えます。

先ず初めに、理由を述べます。

事業認定の要件としては、土地収用法第 20 条第３号で、当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、その当該土地が事業の用に供されることによって失われる私的ないし公共の利益に優越することを要求しています。その判断に当たっては、事業計画の内容はもちろん、その事業によってもたらされるべき公共の利益、起業地となっている土地の現在及び将来の利用状況、その私的ないし公共的価値、それから各種計画との整合性を考慮しなければなりません。

簡単に言うと、事業によって得られるべき公益と、事業により取り上げられる土地、これによって失われるべき利益、これを比べて公益が勝っていなければならないということです。

まず、事業認定の要件を満たさないと考える理由を１つずつ述べます。

まず、本件事業によって失われる利益があまりにも大きいことです。本件事業の公益性は、説明があったとおり、円滑な道路交通の確保。復興事業との関係では、復興と住民の帰還推進とありました。しかし、失われる利益は、先ほどから公述人が述べていたとおり、蛇谷須地域において代々守り営まれてきた居住の利益ということになります。

本件申請案の起業地は、東日本大震災より前から、富岡町が大菅団地を分譲して住民を誘致し、周辺一帯に町民が居住してきた地域です。富岡町が町民の居住地となるよう推進してきた地域です。東日本大震災前から町道を通すという計画も存在していたと聞いています。

このような町民の居住エリアに、想定でも１日 4,400 台、交通量が比較的多く、大型車の通行が予想され、交通事故の危険、排気ガス、騒音といった弊害をもたらすバイパスを通すことは、蛇谷須地域を居住地として推進してきた福島県、富岡町、この県政・町政と矛盾する行動と言わざるを得ません。

また、事業の公益性を判断するに当たって、将来の利用可能性も考えなければなりません。本件申請案の起業地である場所は、富岡町の特定復興再生拠点区域、復興再生計画における「人と桜の共生ゾーン」に隣接する場所でもあります。復興に伴い多くの町民が帰還、居住することは確実に予想されます。

したがって、本件起業地には、復興に伴い多くの町民が居住する宅地としての価値が十分に認められ、本件事業により、この蛇谷須地域の土地を用地取得、収用することによって失われる利益は極めて大きいと言わざるを得ません。

次に、代替案との比較検討が極めて不足、不合理であることです。

代替案を検討する場合には、この代替案との比較検討の内容が極めて重要になります。その際、本来最も重要視すべき要素、価値を軽視し、その結果、当然尽くすべき考慮を尽くさずに、また、本来考慮すべきでないことを考慮し、本来過大に評価すべきでないことを過大に評価しているといった場合、その判断の方法や過程には誤りがあるとして違法となる場合があります。

本件で検討されていた代替案には、第１案として最短バイパスルートがあります。これは、蛇谷須浄化センターの南側にバイパスを通す案です。この代替案は、先ほど起業者から回答もあったとおり、現状、宅地として利用されることのほとんどない、移転の必要もない、建物の除去も必要ないものとされています。

さらに、このエリアについては、現状を宅地として利用されないのみならず、将来、復興の暁にも宅地として利用される見込みは、これまでの利用状況に鑑みて低いと考えられます。

そのため、第１案は、本件申請案とは異なり、町民の現在、それから将来の居住の利益を制約しないで済む点で、本件申請案よりも失われるべき利益の内容や程度ははるかに少ないと言えます。

今回､なぜ代替案ではなく申請案を選定したかという理由について説明がありましたが、結局のところ、経済性及び施工性に集約されると言わざるを得ません。代替案は起業者自身が作成したものである以上、経済的にも施工性の観点からも実現可能な内容であることは明らかです。どちらも現実的な案である以上、どちらが費用をカットできるかといった点は､町民が代々にわたって守り営んできた居住の利益に優越するものではあり得ません。

本来であれば、先ずその土地と地域の沿革を尊重し、特に居住の利益が最も守られる方法を選択した上で、起業者の創意工夫、ほかの事業との調整により、経済性と施工性を最大化していくべきです。

本件申請案は、本来最も重視すべき現在及び将来の居住の利益が最も守られる代替案が検討されていたにもかかわらず、最も重要な居住の利益を看過し、安易に経済性及び施工性ばかりを追求するものと言わざるを得ません。本件申請案を選択することは、その判断の方法ないし過程に誤りがあるものとして違法との評価を受けると考えております。

次に、復興計画との整合性です。

本件事業は「ふくしま復興再生道路」とされ、福島復興再生計画に基づき、復興と住民の帰還推進を図るという目的があります。この目的との整合性、合理性が要求されます。先ほど述べたとおり、本件申請案の起業地は富岡町の特定復興再生拠点区域、復興再生計画の「人と桜の共生ゾーン」に隣接。従来も住居として利用されていた状況から、復興に伴って多くの町民が居住することは確実です。

さらに、先ほど述べたとおり、蛇谷須地区の現在及び将来、宅地利用というのをバイパスを通すことによって妨げる。さらに、大型車が走行し、交通量も周辺道路と比べてはる

かに多くなる。周辺町民に交通事故や排気ガス、騒音等の弊害を大幅に増加させるこういった本件起業地の選定は、復興計画に整合しないと言わざるを得ません。

住民の帰還推進という目的からは、住民が居住するエリアをなるべく避けることが可能であればそうすべきです。そうであるにもかかわらず、生活の本拠となる居住エリアの土地を用地取得ないし収用してバイパスを通すという事業は、復興、住民の帰還推進という目的、これに反すると言わざるを得ません。

さらに付言すると、本件の申請案の起業地を取得・収用する際に用いられる損失補償の基準については、不動産鑑定士による鑑定の基準時は令和２年７月です。東日本大震災の被害により下落した地価を用いて損失補償の金額が算定されています。復興というのは、言うまでもなく県民、町民のためであるところ、本件起業地は東日本大震災による被害を受けた町民から、震災により下落した地価で宅地を買い上げ、当該町民は移転を余儀なくされ、復興による帰還や利益を享受することが困難になるという結果をもたらします。復興を住民の帰還推進という目的に照らし、このような方法も相反するものと評価せざるを得ません。

本来であれば、福島県、富岡町において総合的な復興計画を策定し、蛇谷須地域のこれまでの利用状況を踏まえた具体的な復興計画に基づいて復興再生道路を通すべきです。復興計画が具体的にないまま経済性と施工性を優先させてバイパスを通すという事業は、真に住民の帰還推進、復興による地域発展のためとは言えず、行き当たりばったりであると言わざるを得ません。

復興との関係でも、町民が守り営んできた居住利益が将来にわたって確保でき、土地利用に与える影響が最も少ない第１案の最短バイパスルートを基本として採用すべきです。現在の第２案を前提に行った用地取得や工事の状況がいかなるものであっても、事業認定の判断においては既成事実は絶対に考慮されるべきではありません。

もっとも、現在、用地取得している土地は、単なる大型道路のために用いるのではなく、住民が帰還したいと思えるよう町道や施設に整備することが真にあるべき復興の姿です。

今回の意見は、反対をして白紙に撤回をしてほしいというものではありません。現実的に蛇谷須地域の居住利益を守ることができ、最も居住利益を奪わずに済む第１案を採用して、そしてなるべく早く道路を通してもらいたいという意見です。

以上のとおり、本件申請案は、本来最も重視されるべき町民の居住利益を見過ごし、経済性と施工性ばかりを追求するものと言わざるを得ず、事業認定の要件を満たさないと考えます。起業者自身が現実的な案として創出した最短バイパスルートを基本に、より住民の居住利益を制限しないで、復興、住民の帰還に支障の少ないルートに起業地を変更すべきであると考えます。

以上です。

○議長　ありがとうございました。

それでは、公述人と起業者は控え席のほうにお戻りください。

（公述人及び起業者降壇）

次の公述開始時刻は 17 時 15 分の予定ですが、次の公述人の方からは、公述の開始時刻が早まることについて同意を頂いております。引き続き、富岡町都市整備課長大森研一さんから公述をしていただきたいと思いますけれども、大森さんはよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長　それでは、富岡町都市整備課長大森研一さんから公述をしていただきます。

大森さんは登壇し、公述人席に着いてください。

（公述人登壇）

○議長　準備はよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長　現在の時刻は 16 時 21 分です。公述の時間は 30 分以内となっております。公述開始後、手元の時計で時間を計測いたします。30 分以内に公述が終了するようにお願いします。終了の 10 分前、５分前、１分前に呼び鈴で合図するとともに、表示によりお知らせしますので、目安にしてください。

なお、30 分以内に終了しない場合には、公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

●公述人７：富岡町都市整備課長　大森研一

○公述人（大森）　それでは、富岡町都市整備課長を拝命してございます大森研一と申します。よろしくお願いいたします。

県道小野富岡線の事業について、富岡町としての意見を述べさせていただきます。

公述人の皆様も必要と言っている道路でございますが、一般的な道路の必要性についてお話しさせていただくと、道路は人間でいうと血管に当たり、物流、人の交流に欠かすことのできない構造物となってございます。

例えばの話でございますが、工場があっても材料がなければ工場は稼働しませんし、雇用も生まれません。材料を常に供給しなければ工場の稼働は成立せず、町または地域の活性化につながることができず、町又は地域の発展を逃すこともございます。

以上が、道路の必要性についてでございました。

次に、県道小野富岡線の整備についてでございますが、先ほど遠藤則政氏の公述と重複することがあることは御了承願います。

平成７年から福島県で事業が開始されたというようなことは、先ほど遠藤さんがおっしゃっておりました。その当時におきましては、道路事業に賛成でも、自分の土地が事業用地となると反対という、総論賛成・各論反対というような事例があったと。このため、なかなか道路法線を決定することができなかったことも聞いてございます。

町といたしましては、中通りから浜通りへの重要路線であるこの路線は、道路交通量が多い割に、現道のクランクが激しい箇所が２箇所ある。大型車両が通行しにくい箇所を解

消していただきたいというように考えてございます。

県道小野富岡線は、小野方面から町内に入り、西側から東側に抜けるときに、ＪＲの手前で北側に曲がり 600m程度直進した後に、ＪＲの下をトンネルで通過し、一般国道６号につながるところでございます。

西から直接的に東に抜けるのに、ＪＲを越えると町道ということになりますが、こちらにつきましては、先ほどから公述があったとおり、町の重要な文化財となる「桜の並木」が存在してございます。その桜を守るために、常時、大型車両は通行禁止となってございます。これは、車両が大きいと、枝が下に下がっているときに、当たって折れてしまうというようなことを防ぐためでございます。そのため、県道小野富岡線の利用が必須となります。

また、桜の開花時期は町内全ての道路が混雑し、道をよく知る人というのは、抜け道として県道を利用することになります。このように町内の交通に制限があり、迂回路として使用していただかなくてはならない道路であるため、現在のプランについては、解消されれば大変ありがたいと思ってございます。

町の方向性を示す富岡町災害復興計画（第２次）において、「どの道を選んでもふるさとに誇りを感じ、富岡のつながりを保ち続けられる町」「これから加わる仲間も居心地よく 親しめる地域を目指す」と始まっています。これは、帰還する、しない、判断できないを含め、町民の意思を尊重し、町民と町の関わり合いの継続や将来帰還、さらに、新たな住民を含め、魅力ある町づくりを進めていくものです。震災前から富岡町にいた住民と、新たに住民となる移住者ともに住みやすい町づくりを進めるもので、道路の線形も重要なファクターとなり得るものでございます。

災害復興計画の基本理念は、「１．町民一人ひとりの心の復興」、「２．町民の心をつなぐふるさと富岡の復興」としています。この基本理念の下支えが５つの基本方針であり、そのうちの１つに町内の復旧・復興が挙げられています。

帰還する人はもちろんのこと、避難生活を続ける人への支援も、富岡町の復興があってこそ成り立ちます。将来にわたって町民が安全・安心に快適な暮らしを送ることができるよう徹底した除染が、災害に強いインフラ整備を進めるものです。

地域の雇用再生創出に向け、医療や商工業など生活に必要な産業の再生に加え、地域産業との連携を図りながら、夢のある新たな産業の誘致・育成を進める方針です。

令和５年４月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、夜の森地区にも人が住めるようになり、少しずつではございますが、居住する住民らを、町は、夜の森地区にも少しずつにぎわいを取り戻すために施策を考えています。

また、新夜の森地区に第二産業団地の建設を計画しており、流通の際は、高速道路を使用すれば県道小野富岡線を通って現地に行かれるようになります。

次に、復興計画にある土地利用方針、ゾーン分けについてお話しいたします。

県道小野富岡線が整備される地区は、上手岡地区、大菅地区となり、農地の再生・活用

ゾーンとなります。常磐自動車や常磐線と近接するアクセス利便性のよい立地条件を生かし、農地再生や再生可能エネルギーなどの土地利用に限定をするもので、既に大陽光発電が整備されています。また、当該地区の東側にある夜の森、小良ヶ浜地区については再生発展ゾーンとなっていて、富岡町の最大観光資源である夜の森の桜を生かして、流入人口、ひいては定住人口を増やしていきたいと思ってございます。

先述のとおり、新夜の森地区に計画のある第二産業団地も計画しており、物流、人の交流のために、この小野富岡線を使用することになります。道路保全については技術的、社会的、経済的観点から総合的に最も合理的でなければならないことから、現在のルートがそれに合致すると思われます。

富岡町の第一産業である農業については、農地再生活用できることを切に願っており、桜を生かした町づくり、あるいは新たな産業の構築として再生発展として設定されていることから、これらのつなぎの役割となるこの小野富岡線は必要であり、安全・安心な道路路線を設定することは町の発展にも関わるものだと思われることから、本設計での事業に賛成いたします。

以上で公述を終わります。

○議長　ありがとうございました。

それでは、公述人は控席のほうへお戻りください。

（公述人降壇）

○議長　本日予定しておりました公述は、全て終了いたしました。

以上で、本件事業認定申請に係る公聴会を終了いたします。円滑な議事進行に御協力いただきまして、大変ありがとうございました。